

## 質 問 書(回答)

2020 年 8 月 20 日

「全世界教育・社会保障分野における COVID-19 を受けた途上国における民間技術活用可能性に係る情報収集・確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式))」(公示日:2020 年 8 月 5 日/調達管理番号:20a00338)について、以下のとおり回答します。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	p.12、第2章 特記仕様書 2. 調査の目的 等	本入札説明書における「ODA 事業」の意味する範囲は、貴機構の①技術協力プロジェクト、②無償資金協力、③有償資金協力、④民間連携事業であるとの理解でよろしいでしょうか。あるいは、他のスキーム(例えば国際緊急援助やボランティア派遣等)を含めた我が国の一切の ODA 事業が含まれますか。	「ODA 事業」は弊機構の ODA 事業(技術協力、資金協力、民間連携事業等)を指します。
2	p.12、第2章 特記仕様書 2. 調査の目的 等	本入札説明書における「ODA 事業等」という場合の「等」は、後出する「民需・官需」に相当するとの理解でよろしいでしょうか。一方、調査の目的に「開発協力における活用可能性を調査」と記載されていることから、ODA 事業によらぬ場合も想定する活用の方は開発協力に限定され、純粋な営利事業での活用可能性は、本調査の範囲を超えているとの理解で正しいでしょうか。	「ODA 事業等」は「民需・官需」に相当します。また民需の調査においては、純粋な営利事業の活用可能性も該当します。(企業の営利活動自体が途上国の開発課題の解決に資するため)
3	p.12、第2章 特記仕様書 2. 調査の目的 成果 1	調査対象国の経済インフラ分野における状況は、「教育・社会保障分野」と読み替えて差し支えありませんか。	ご指摘の記載を以下の通り訂正します。 【訂正前】COVID-19 感染拡大で変化する調査対象国の <b>経済インフラ分野</b> における状況とニーズの変化を業界の構造変化を把握する。

			【訂正後】COVID-19 感染拡大で変化する調査対象国の <u>教育・社会保障分野</u> における状況とニーズの変化を業界の構造変化を把握する。
4	p.12、第2章 特記仕様書 3. 調査実施上の留意事項 (2)提案技術・製品の選定 等	「10 社分の製品・技術の開発途上国での活用・ODA 活用可能性を検討する」とありますが、複数の技術・製品を提案している企業もあります。10 技術・製品ではなく、10 社という理解で差し支えないでしょうか。	本調査では 10 の製品・技術の開発途上国での ODA 等での活用可能性を検討します。P.12 最終行からの記述を以下の通り訂正致します。  【訂正前】「調査では応募のあった中から 10 社分の製品・技術の開発途上国での活用・ODA 活用可能性を検討する」 【訂正後】「調査では応募のあった中から 10 の製品・技術の開発途上国での ODA 等での活用可能性を検討する」
5	p.12、第2章 特記仕様書 3. 調査実施上の留意事項 (2)提案技術・製品の選定 等	2020 年 7 月 3 日～27 日に本調査への参画企業を募集された際、募集要項に、教育・社会保障分野は、「1.教育サービスの維持」「2.労働安全衛生」「3.貧困者・障害者等の社会的脆弱層を取り巻く課題」を対象とすることが明示されました。本調査で検証する課題やニーズも、それに準じて設定するという理解で正しいでしょうか。	ご理解の通りです。
6	p.13、脚注 2	「技術提案書では、提案者の強みや実施中の ODA 事業を踏まえ」とありますが、ここでの「提案者」とは、自社製品・技術による本調査への参画を提案した企業のことを指しており、技術提案書の執筆者(応札者)を指しているのではないとの理解で正しいですか。	ご理解の通りです。

7	p.14、脚注6	「本調査項目に関し、現地傭人は各国 4MM 程度」と記載されておりますが、「各国 2MM 程度」の理解で正しいですか。	ご指摘箇所の記載は各国4MMとなります。 【補足】 「I. 全般状況調査」については 8 カ国すべての国について調査するため、各国 1MM×8 カ国=8MM 程度となりますが、「II.技術活用可能性詳細調査」については 4 か国に絞りこむため、各国 4MM×4か国で 16MM 程度となります。
8	p.20(4)自社と雇用のない業務従事者の配置	共同企業体の場合の補強の人数の上限は、①共同企業体代表と構成員全員の人数の 2 分の 1、②代表、構成員のうち人数が多い方の組織の 2 分の 1、③代表、構成員それぞれの組織の 2 分の 1 のどの考え方になりますか。 例えば、代表者 2 名、構成員 4 名の場合、①では補強は 3 名(代表者の補強)、②では補強は 2 名(構成員の補強)、③では補強は代表者の補強 1 名、構成員の補強 2 名の計 3 名となりますが、どの考え方が正しいでしょうか。	共同企業体の場合の補強の人数の上限は、③代表者、構成員各々の組織の 2 分の 1 となります。よって、例示されているケースでは、③代表者の補強 1 名、構成員の補強 2 名の計 3 名となります。

以上